

2-2 分収造林

単位(面積:ha)

年 森 林 管 理 次 署	総 数		設定区部分林		旧償部分林		学校分収造林		各種記念分収造林		林業構造改善分収造林		山村振興分収造林		一般分収造林	
	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平成 29 年 3 月 31 日	717	6,563	-	-	-	-	90	810	254	1,470	133	1,611	22	253	218	2,420
平成 30 年 3 月 31 日	710	6,507	-	-	-	-	90	810	253	1,466	128	1,561	22	253	217	2,417
平成 31 年 3 月 31 日	699	6,420	-	-	-	-	90	810	250	1,447	125	1,519	22	253	212	2,391
令和 2 年 3 月 31 日	698	6,408	-	-	-	-	89	805	251	1,450	124	1,509	22	253	212	2,391
令和 3 年 3 月 31 日	694	6,379	-	-	-	-	89	805	251	1,449	120	1,480	22	253	212	2,391
徳島	8	29	-	-	-	-	-	-	6	23	-	-	-	-	2	6
愛媛	97	776	-	-	-	-	7	57	36	176	28	394	-	-	26	149
四万十	275	1,937	-	-	-	-	27	252	102	582	43	409	1	5	102	691
嶺北	113	1,093	-	-	-	-	30	287	24	210	13	207	18	209	28	180
高知中部	35	255	-	-	-	-	6	75	16	82	3	50	-	-	10	48
安芸	101	912	-	-	-	-	15	107	37	268	23	335	3	39	23	162
(香川)	65	1,376	-	-	-	-	4	27	30	109	10	86	-	-	21	1,155

- 1 本表は、分収造林台帳より作成した。
- 2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)
- 3 旧償部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)